

この書面をよくお読みください。

投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法(以下法という)第37条の4第1項に基づき、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託されること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

◆お客様の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結したお客様は、本契約により生じた債権に関し、当社が差入れている金融商品取引業者に係る営業保証金について投資顧問契約上の債権者以外の債権者に優先して弁済を受けることができます。

* 取引はお客様の自己責任で行うものであり、取引で発生した損失はここで指す債権には該当しません。

クーリング・オフ条項(10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をお支払していただきます。報酬の前払いを受けているときは、契約解除以降の期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合、契約内容に基づき算出された固定報酬をいただきます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

□契約者（印刷・ご記入の上、保管してください）

【氏名】

【住所】

【電話番号】

【メールアドレス】

□金融商品取引業者

商号 ライツマネジメント株式会社

代表取締役 駒澤孝美

登録番号 関東財務局長(金商) 第 1805号

所在地 東京都中央区銀座1-3-3

TEL : 03-6435-1731

E-Mail : info@powerbalancefx.com

1 . 契約年月日

IDパスワード発行日(基準日)

2 . 契約期間および解約

IDパスワード発行日からシステム使用期間中

3 . 分析者、助言者

駒澤 孝美

4 . 助言の内容及び方法

金融商品取引法第2条第1 項に規定する国内外の株式及び同法第2条第8項21号に規定する外国為替証拠金取引についてその行うべき取引の内容及び時期に関する投資判断を、ライツマネジメント株

式会社が管理するシステム提供である。サービス内容は2種類を含むインターネットを使った方法により行う。

1. 会員用サポートサイトへのログイン及びメールでの助言
2. システムのアップグレード及びシステムに関するサポート

5. 秘密の保持

この投資助言に関連して知り得た投資顧問サービスの内容を第三者に漏らし、又は承諾なくして投資顧問サービスを第三者と共同して利用してはならない。

6. 投資顧問報酬額

投資助言の報酬はシステム購入時の報酬のみ。

システム購入費は12,600円(税込)です。

7. 運用の責任等

投資資産の運用は、この助言又は勧告は何も拘束するものではない。投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は特別の利益の提供は行わないものとする。